

先生各位

## 検体検査実施料新規収載のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。  
この度、2021年(令和3年)10月29日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発1029第1号」により、検査項目に検査実施料が新設されましたので、下記の通りご案内いたします。

謹白

記

● 適用日 2021年11月1日から適用

● 新規保険収載項目

項目名	保険点数
minor BCR-ABL mRNA	2,520点
プロステートヘルスインデックス ( <i>phi</i> )	281点

● 保険収載内容 一部変更項目

項目名	保険点数
ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 (SARS-CoV-2を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合：1,800点</li> <li>それ以外の場合：1,350点</li> </ul>

詳細は裏面をご参照ください。

● 詳細内容 太字下線部分が変更されました。

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
minor BCR-ABL mRNA	2,520点	遺伝子関連・ 染色体検査 判断料 (100点)	「D006-3」 Major BCR-ABL1 (mRNA定量 (国際標準値)) の「1」	<u>診断の補助又はモニタリングを目的として、リアルタイムRT-PCR法によりminor BCR-ABL mRNAを測定した場合は、区分番号「D006-3」Major BCR-ABL 1(mRNA定量(国際標準値))の「1」診断の補助に用いるものを準用して算定する。</u>
プロステート ヘルス インデックス (phi)	127点 + 154点	生化学的 検査(Ⅱ) 判断料 (144点)	「D009」 腫瘍マーカー の「8」 および 「15」	<p><u>ア 診療及び他の検査(前立腺特異抗原(PSA)等)の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者であって、以下の(イ)、(ロ)又は(ハ)のいずれかに該当する者に対して、CLEIA法により、前立腺特異抗原(PSA)、遊離型PSA及び「-2」proPSAを測定し、プロステートヘルスインデックス(phi)を算出した場合に限り、区分番号「D009」腫瘍マーカーの「8」前立腺特異抗原(PSA)及び区分番号「D009」腫瘍マーカーの「15」遊離型PSA比(PSA F/T比)の所定点数を合算した点数を準用して算定する。</u></p> <p><u>(イ)前立腺特異抗原(PSA)値が4.0ng/mL以上かつ10.0ng/mL以下</u>  <u>(ロ)50歳以上65歳未満であって、前立腺特異抗原(PSA)値が3.0ng/mL以上かつ10.0ng/mL以下</u>  <u>(ハ)65歳以上70歳未満であって、前立腺特異抗原(PSA)値3.5ng/mL以上かつ10.0ng/mL以下</u></p> <p><u>イ アに該当する患者に対して、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に、原則として1回を限度として算定する。ただし、前立腺針生検法等により前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を限度として算定できる。</u></p> <p><u>ウ 「D009」腫瘍マーカーの「8」前立腺特異抗原(PSA)を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。</u></p> <p><u>エ 「D009」腫瘍マーカーの「15」遊離型PSA比(PSA F/T比)を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。</u></p> <p><u>オ 本検査を算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄に、前立腺特異抗原(PSA)の測定年月日及び測定結果を記載すること。また、本検査を2回以上算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその必要性を記載すること。</u></p>
ウイルス・ 細菌 核酸多項目 同時検出 (SARS-CoV-2を含む。)	検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合 ：450点×4回分  それ以外の場合 ：450点×3回分	微生物学的 検査判断料 (150点)	「D023」 微生物核酸同定 ・定量検査 の「14」	<p>COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、マイクロアレイ法(定性)により、鼻咽頭拭い液中のインフルエンザウイルス、コロナウイルス、パラインフルエンザウイルス、ヒトメタニューモウイルス、アデノウイルス、RSウイルス、ヒトライノウイルス/エンテロウイルス、マイコプラズマ・ニューモニエ、クラミジア・ニューモニエ、百日咳菌、<u>パラ百日咳菌</u>及びSARS-CoV-2の核酸検出(以下「ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2を含む。)」という。)を同時に行った場合、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数3回分を合算した点数を準用して算定する。 (以下、略)</p>